

平成30年度福島県公債管理特別会計予算

平成30年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,370,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		305,077
	1 財 産 運 用 収 入	305,077
2 繰 入 金		37,064,935
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,759,858
	2 基 金 繰 入 金	13,305,077
3 県 債		31,000,000
	1 県 債	31,000,000
歳 入 合 計		68,370,012

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		68,370,012
	1 公 債 費	68,370,012
歳 出 合 計		68,370,012

平成30年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成30年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,650,738
	1 財 産 運 用 収 入	738
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,300,739

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		739
	1 基 金 管 理 費	739
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,300,739

平成30年度福島県国民健康保険特別会計予算

平成30年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,645,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		53,172,248
	1 負担金	53,172,248
2 国庫支出金		58,715,712
	1 国庫負担金	36,821,347
	2 国庫補助金	21,894,365
3 療養給付費等交付金		8,731,310
	1 療養給付費等交付金	8,731,310
4 前期高齢者交付金		48,327,403
	1 前期高齢者交付金	48,327,403
5 共同事業交付金		124,589
	1 共同事業交付金	124,589
6 財産収入		572
	1 財産運用収入	572

款	項	金 額
7 繰 入 金		11,573,961
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,393,961
	2 基 金 繰 入 金	180,000
9 諸 収 入		19
	1 雑 入	19
歳 入	合 計	180,645,814

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			89,037
	1 総 務 管 理 費		79,223
	2 運 営 協 議 会 費		396
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費		9,418
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金			143,203,891
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金		143,203,891
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等			25,839,170
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,839,170
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等			110,136
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		110,136
5 介 護 納 付 金			11,079,558
	1 介 護 納 付 金		11,079,558
6 病 床 転 換 支 援 金 等			688
	1 病 床 転 換 支 援 金 等		688

款	項	金額
7 共 同 事 業 拋 出 金		142,762
	1 共 同 事 業 拋 出 金	142,762
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000
10 基 金 積 立 金		572
	1 基 金 積 立 金	572
歲 出 合 計		180,645,814

平成30年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成30年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,433
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,433
2 繰 越 金		152,130
	1 繰 越 金	152,130
3 諸 収 入		139,425
	1 預 金 利 子	19
	2 貸 付 金 元 利 収 入	139,139
	3 雑 入	267
歳 入	合 計	296,988

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		296,988
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	296,988
歳 出 合 計		296,988

平成30年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成30年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ723,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		11,917
	1 繰越金	11,917
3 諸収入		711,698
	1 預金利息	156
	2 貸付金元利収入	711,532
	3 雑収入	10
歳 入 合 計		723,615

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		579,358
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	579,358
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		144,257
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	144,257
歳 出 合 計		723,615

平成30年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成30年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			3,782
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	2,520
	3 諸収入	入	1,261
2 業務勘定収入			824
	2 繰越金	金	772
	3 諸収入	入	52
3 就農支援資金貸付勘定収入			18,189
	2 繰越金	金	12,126
	3 諸収入	入	6,063
歳 入 合 計			22,795

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		22,795
	1 貸 付 勘 定	3,782
	2 業 務 勘 定	824
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	18,189
歳 出	合 計	22,795

平成30年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成30年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		233,000
	1 繰越金	211,581
	2 諸収入	21,419
2 業務勘定収入		2,607
	2 繰越金	2,605
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		235,607

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		235,607
	1 貸付勘定	233,000
	2 業務勘定	2,607
歳 出 合 計		235,607

平成30年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成30年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		79,000
	1 繰入金	1
	2 繰越金	78,999
2 業務勘定収入		912
	1 繰入金	210
	2 繰越金	700
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金		79,912
	1 貸付勘定	79,000
	2 業務勘定	912
歳 出 合 計		79,912

平成30年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成30年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,308,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		552,276
	1 使用料	552,276
3 財産収入		513,300
	1 財産売払収入	1
	2 財産運用収入	513,299
4 繰入金		7,858,134
	1 一般会計繰入金	7,858,134
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		246
	1 雑入	246

款	項	金額
7 県	債	7,385,000
	1 県	債 7,385,000
歳 入 合 計		16,308,959

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費			15,623,986
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		7,293,564
	2 荷 役 機 械 整 備 費		8,135,594
	3 上 屋 管 理 運 営 費		164,859
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		29,969
2 相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費			677,081
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		613,328
	2 上 屋 管 理 運 営 費		26,988
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		9,629
	4 荷 役 機 械 整 備 費		27,136
3 中 之 作 港 港 湾 整 備 事 業 費			2,892
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費		2,892
4 翁 島 港 港 湾 整 備 事 業 費			5,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費		5,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	16,308,959

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふ頭埋立造成費 (小名浜港)	平成 31 年 度 か ら 平成 32 年 度 ま で	10,440,000
荷役機械管理運営費 (小名浜港)	平成 31 年 度	45,873

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	3,365,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	3,850,000			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	170,000			
計	7,385,000			

平成30年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,216,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		3,952,096
	1 負 担 金	3,952,096
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,775
	1 使 用 料	1,775
3 国 庫 支 出 金		881,000
	1 国 庫 補 助 金	881,000
4 繰 入 金		5,058,097
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,058,097
5 繰 越 金		723,488
	1 繰 越 金	723,488
6 諸 収 入		24
	1 雑 入	24
7 県 債		599,400

款	項	金額
	1 県 債	599,400
8 財 産 収 入		497
	1 財 産 運 用 収 入	497
歳 入 合 計		11,216,377

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			11,216,377
	1 管 理 費		4,733,842
	2 建 設 費		1,706,600
	3 公 債 費		1,575,935
	4 繰 出 金		3,200,000
歳 出 合 計			11,216,377

第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道維持管理業務の委託	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	1,169,000
流域下水道維持管理（汚泥放射能対策）業務の委託	平成 30 年度 から 平成 31 年度 まで	476,000
流域下水道整備工事（県中処理区）	平成 31 年 度	180,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
維 持 管 理 費	9,900	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 費	28,000			
流 域 下 水 道 整 備 費	404,600			
計	442,500			

平成30年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成30年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,246,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,168,826
	1 証 紙 収 入	3,168,826
2 繰 越 金		77,900
	1 繰 越 金	77,900
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,246,727

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,214,532
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,214,532
2 諸 支 出 金		2,195
	1 証 紙 買 戻 金	2,195
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,246,727

平成30年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成30年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ571,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		190
	1 財 産 運 用 収 入	190
3 繰 入 金		287,446
	1 一 般 会 計 繰 入 金	272,872
	2 基 金 繰 入 金	14,574
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		283,390
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	283,362
	3 雑 入	27
歳 入 合 計		571,030

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		571,030
	1 奨学資金貸付事業費	571,030
歳 出 合 計		571,030

平成30年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 給水件数 | 73件 |
| (2) 年間総給水量 | 321,412,065立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 880,581立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,857,056千円
第1項 営業収益	2,442,845千円
第2項 営業外収益	386,313千円
第3項 特別利益	27,898千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,852,183千円
第1項 営業費用	2,724,975千円

第2項 営業外費用 126,832千円

第3項 特別損失 376千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額804,068千円は過年度分損益勘定留保資金660,383千円、当年度分損益勘定留保資金143,685千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,877,303千円

第1項 企業債 1,872,200千円

第2項 国庫支出金 1千円

第3項 出資金 2,098千円

第4項 工事負担金 3,000千円

第5項 固定資産売却代金 2千円

第6項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 2,681,371千円

第1項 建設改良費 2,118,481千円

第2項 企業債等償還金 562,889千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	900,000千円	平成30年度	200,000千円
		導水管布設工事（江畑）		平成31年度	400,000千円
				平成32年度	300,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	1,872,200千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、342,115千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 275,050千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、27,228千円と定める。

平成30年度福島県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 75,009平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	2,570,457千円
第1項 営業収益	1,168,403千円
第2項 営業外収益	1,402,052千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	1,416,466千円
第1項 営業費用	1,259,287千円
第2項 営業外費用	157,178千円
第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,874,233千円は、過年度分損益勘定留保資金3,874,233千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,767千円

第1項 長期貸付金償還金 3,767千円

支 出

第1款 資本的支出 3,878,000千円

第1項 いわき四倉中核工業団地 39,000千円

第2期整備事業費

第2項 企業債等償還金 3,839,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,993,040千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 70,683千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第8条 いわき四倉中核工業団地第2期整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、65,495千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	8,408平方メートル	売却
		白河複合型拠点	5,109平方メートル	売却
		いわき四倉中核工業団地	61,492平方メートル	売却

平成30年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		506床
一 般 病 床		306床
精 神 病 床		196床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	71,945人
	1 日 平 均 患 者 数	197人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	106,155人
	1 日 平 均 患 者 数	435人
(3) 建 設 改 良 事 業		408,849千円
既 設 病 院 整 備		3,240千円
資 産 購 入		221,551千円
雑 支 出		1千円

県立病院新改築事業

184,057千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,812,142千円
第1項 医業収益	3,072,021千円
第2項 医業外収益	4,737,818千円
第3項 特別利益	2,303千円

支 出

第1款 病院事業費用	7,720,722千円
第1項 医業費用	7,450,547千円
第2項 医業外費用	233,275千円
第3項 特別損失	36,900千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,000千円は、当年度分損益勘定留保資金100,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,540,232千円
第1項 企業債	200,800千円

第2項 負担金	994,451千円
第3項 補助金	36,104千円
第4項 他会計からの長期借入金	124,056千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	183,944千円
第6項 雑収入	877千円

支出

第1款 資本的支出	1,630,232千円
第1項 建設改良費	408,849千円
第2項 企業債償還金	996,451千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	224,056千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	876千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	218,846千円	平成30年度	87,538千円
		このころの医療センター（仮称） 整備事業		平成31年度	131,308千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
----	----	-----

南会津病院・矢吹病院訪問看護事業等用公用車リース

平成31年度から平成34年度まで

5,076千円

ふたば医療センター運営事業

平成31年度から平成34年度まで

56,440千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	193,800千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
企業債償還金	7,000千円	2 借入資金 政府資金その他	同上	同上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 3,928,571千円 |
| (2) 交際費 | 893千円 |

(他会計からの補助金)

第11条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費、災害派遣職員等受入経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,013,001千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、556,289千円と定める。